

鳥取県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金 無利子化交付金の事務手続きについて

1. 交付申請提出

○交付対象

県の交付要綱(※)の別表の第3欄(補助対象経費)に記載の要件を全て満たすもののみ、交付対象となります。事前に県の交付要綱を必ずお読みください。

※県の交付要綱

=鳥取県鳥インフルエンザ対策セーフティネット資金無利子化交付金交付要綱

○申請期限

(1)融資決定がなされた年度・・・以下の①②のうち、いずれか早い日

①融資実行日から30日を経過する日

②融資決定がなされた年度の3月10日

(2)上記(1)の後の年度・・・毎年4月25日

○交付申請書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着

○交付決定は、交付申請から30日以内に行います。

3. 事業開始

○事業を変更・中止・廃止する場合には、県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

○事業の完了とは、公庫への利子の支払が完了した日を指します。

5. 実績報告書提出

○報告期限・・・以下の①②のうち、いずれか早い日

①完了から30日を経過する日

②交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

○実績報告書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

書類提出・お問合せ先

鳥取県農林水産部経営支援課

鳥取市東町一丁目220 (電話)0857 - 26 - 7260